

■ 入院時食事療養費・生活療養費

入院したときは、食事代などの負担があります。(食費は1食単位、1日3回までを負担)
負担額は、病院の種類ごとに、下の表の費用となります。

(注) 食事療養標準負担額、生活療養標準負担額は、高額療養費の算定には入りません。

●一般の病院

食事療養標準負担額を負担します。

<食事療養標準負担額>

所得区分(※)	自己負担割合	1食あたりの食費
現役並み所得者	3割	260円
一般	1割	
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	90日までの入院	1割 210円
	過去12か月の間に 91日以上の入院	1割 160円
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	1割	100円

※ 所得区分は、10ページ「お医者さんにかかるときの自己負担」を参照してください。

●療養病床(主に慢性期の疾患を扱う病床)

食費と居住費(生活療養標準負担額)を負担します。

<生活療養標準負担額>

所得区分(※1)	自己負担分	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
現役並み所得者	3割	460円 [420円(※2)]	
一般	1割		320円
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	1割	210円	
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	1割	130円	
老齢福祉年金受給者	1割	100円	0円

(注) 入院医療の必要性の高い状態が続く方や回復期リハビリテーション病棟に入院している方については、食事療養標準負担額を負担し、生活療養標準負担額の負担はありません。

※1 所得区分は、10ページ「お医者さんにかかるときの自己負担」を参照してください。

※2 入院時生活療養費(Ⅱ)を算定する病院に入院している場合。

●区分Ⅰ、区分Ⅱに該当する方は、入院をする前に手続きをしてください。
所得区分が「区分Ⅰ」及び「区分Ⅱ」に該当する方は、食事代などが軽減されます。入院の際には、市(区)町村窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」(減額認定証)の交付を受けて、病院の窓口で保険証とともに減額認定証を提示してください。

●減額認定証の申請に必要なもの

- 保険証
- 印かん(朱肉を使用するもの)
- 区分Ⅱで長期入院に該当する方は、90日を超える入院を証明する書類(領収書など)

やむをえず、入院時に減額認定証の提示ができず、通常の費用を支払ったときは市(区)町村の窓口に申請をしてください。差額が戻ってきます。

●差額を請求するときの申請に必要なもの

- 保険証
- 印かん(朱肉を使用するもの)
- 入院時の領収書
- 銀行の預金通帳、キャッシュカードなど口座番号がわかるもの

■ 葬祭費

葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った方(喪主)に、申請により葬祭費として5万円が支給されます。

●申請に必要なもの

- 保険証
- 喪主の印かん(朱肉を使用するもの)
- 葬儀店の領収書、会葬礼状など喪主及び葬祭日の確認ができるもの
- 銀行の預金通帳、キャッシュカードなど口座番号がわかるもの

※ 葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると時効となり、申請ができなくなります。



■ 医療費の支払いが困難なとき

一部負担金の減額・免除及び徴収猶予

災害により、財産について著しい損害を受けたことなどで、病院の窓口で一部負担金を支払うことができないときは、その状況に応じて一部負担金を減額・免除又は徴収猶予する制度があります。

お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

■ 後期高齢者医療で保険診療を受けられない場合

保険証を持っていても、保険診療が受けられない場合や、制限される場合があります。

<保険診療とならないもの>

保険外診療	差額ベッド代	健康診断
予防注射	美容整形	歯列矯正

<制限されるもの>

ケンカや泥酔などひどい不行跡による場合には、給付の一部又は全部が制限されることがあります。

<その他>

業務上のケガや病気は、労災保険が適用されるか、労働基準法に従って雇主の負担となります。

※ 労災保険等の適用となるケースで、後期高齢者医療の保険証を使って診療してしまった場合、すみやかにお住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口に届け出てください。
また、労災保険の手続きについては、所管の労働基準監督署にお問い合わせください。

■ 交通事故などにあったとき

交通事故・傷害事件等にあったときは

交通事故など、第三者(加害者)から傷害を受けた場合でも、届け出により後期高齢者医療で治療を受けることができます。この場合、後期高齢者医療保険でいたん治療費を立て替え、あとで広域連合が加害者に費用を請求することになります。

ただし、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、保険が使えなくなることがありますので、示談の前には必ずお住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口に相談してください。

●必ず届出!

後期高齢者医療の保険証を使って治療を受けるときは、「第三者の行為による傷病届」を必ず提出してください。届書は、お住まいの市(区)町村の担当窓口にあります。

警察の交通事故証明書なども必要になりますので、早めに相談してください。

※ 自分の過失や業務上でケガをした場合は、「自過失及び業務上の傷病等に関する届書」を提出してください。届書は、お住まいの市(区)町村の担当窓口にあります。

■ よくある質問

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)、神奈川県後期高齢者医療広域連合について

●なぜ、75歳になると、この制度に移らなければいけないのですか?

答 75歳以上の方々は、働いている方が少なく、一方で、通院、入院をされる方が多いという特徴があります。こうした特徴をふまえ、75歳以上の方々の医療を支えていく仕組みとして、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設されました。

この制度が始まったことにより、75歳以上の方はすべて後期高齢者医療制度の加入者(被保険者)に移行します。

※ 被保険者については、4ページをご覧下さい。

※ 75歳以上になっても、受けられなくなる医療はありません。これまでと同じく、医療を受けられます。

※ 後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を全員で支える仕組みです。医療費の負担割合は、国・県・市町村が約5割、若い世代が加入する医療保険が約4割、被保険者の方々がお支払いいただく保険料総額が約1割となっています。

●神奈川県後期高齢者医療広域連合とはどんな団体ですか?

答 広域連合は、地方自治法上の特別地方公共団体です。

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに、県内全ての市町村が「広域連合」という組織を設立して運営することとされており、神奈川県では平成19年1月に「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が発足しました。

資格について

●私は、来月75歳になりますが、後期高齢者医療制度の被保険者になるための手続きは必要ですか?

答 神奈川県内にお住まいの方で、75歳になられる方は、75歳の誕生日から自動的に被保険者となりますので加入の手続きは不要です。

ただし、会社の健康保険組合などに加入していた方は、それまで加入していた健康保険から脱退するにあたって、何らかの手続きが必要となる場合があります。詳しくは、加入されている健康保険組合などにご確認下さい。

●来月75歳になりますが、被保険者証は、いつ、どうやって交付されますか?

答 広域連合事務局から、75歳の誕生日の前月下旬頃に、郵送(簡易書留)でお送りします。

●私は夫の会社の健康保険の被扶養者ですが、夫は今度75歳を迎えて、後期高齢者医療制度に移ります。私の健康保険はどうなりますか?

答 会社の健康保険に加入していた方が75歳になると、ご本人は自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となります。それに伴い、被扶養者の方は、その健康保険から脱退しなければならない場合があります。

被扶養者の方は、お子さんの健康保険の被扶養者になるなど、他に加入する健康保険がない場合は、市(区)町村の国民健康保険に加入する必要があります。

国民健康保険への加入は、市(区)町村での手続きが必要です。また、手続きの際は、それまで加入していた健康保険からの「資格喪失証明書」等の書類が必要となります。

必要な手続き、書類等については、お住まいの市(区)町村の国民健康保険の窓口にお問い合わせ下さい。

●私は70歳で3級の身体障害者手帳の交付を受けており、希望すれば後期高齢者医療制度に移れると聞きましたが、移ったほうがよいでしょうか？

答 65歳から74歳までの方で、おむね、障害程度等級の1級から3級までと4級の一部の方については、お住まいの市（区）町村を通じて広域連合へ申請していただき、広域連合から認定を受けると、後期高齢者医療制度に加入することになります。
ただし、加入されている健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、医療機関でお支払いいただく医療費の一部負担金や保険料額等が変更になりますので、加入されている健康保険やお住まいの市（区）町村の窓口にお問い合わせ下さい。

●被保険者証に記載されている「一部負担金の割合」とは何ですか？

答 医療機関等の窓口でお支払いをされる時の自己負担割合で、所得に応じて異なります。原則、1割の負担ですが、一定以上の所得のある被保険者（現役並み所得者）と、その方と同じ世帯の被保険者の方は3割の負担となります。なお、3割負担となる方の基準については、10ページの「お医者さんかかるときの自己負担」をご覧下さい。

●「一部負担金の割合」は、被保険者証の有効期限（平成24年7月31日）まで変更されないのでしょうか？

答 「一部負担金の割合」は一年ごとに見直しを行っています。当年度の課税状況に基づき、毎年8月に判定を行っているため、有効期限前に変更されることがあります。
なお、転入・転出・転居・死亡等により、世帯内の被保険者の構成に変更があった場合などには、「一部負担金の割合」をその都度判定し、その結果変更することがあります。

●当年度の課税状況に基づく「一部負担金の割合」の判定は、いつ行なわれますか？

答 每年8月1日に行なわれ、判定の結果は、その年の8月から翌年7月まで適用されます。判定基準等については、10ページ、11ページをご覧下さい。

●なぜ、「一部負担金の割合」を判定する時に、収入額を含めて判定するという制度があるのですか？課税所得額だけで判定すればよいのではないのですか？

答 市町村民税の課税所得額だけで判定した場合に、実際の収入金額が低い方が3割負担になる逆転現象が生ずるのを是正するためです。
同じ収入金額でも、所得の種類によって控除額が異なるため、最終的な課税所得が高くなる場合があります。そのため、課税所得額で判定するだけでなく、収入金額による基準でも判定を行うものです。

●上記質問の収入額とは、何を指すのですか？

答 「収入額」とは、市町村民税の課税所得金額を算定するための必要経費や各種控除を差し引く前の金額です（退職金及び障害年金・遺族年金等の公租公課の対象とならない収入は、除きます）。

保険料について

●国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移ったら、保険料が大幅に上がりました。なぜですか？

答 県内的一部分の市町村における国民健康保険料の算定にあっては、市（県）民税額をもとに保険料を決めているところがあります。市（県）民税では保険料のかかる所得について、医療費控除や社会保険料控除、障害者控除など、さまざまな控除があります。
一方、後期高齢者医療制度の保険料においては、国民健康保険の計算方式（市民税方式）から切り替わり、保険料のかかる所得を計算するときの所得控除額が、基礎控除の33万円のみとなります。
その結果、控除額が国民健康保険と比べて少なくなるため、保険料のかかる所得が高くなり、これまで所得割がかからなかった方に所得割額がかかったり、所得割額が増える場合があります。
このように、国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険料の算定方法が異なる市町村においては、一部の方が国民健康保険料に比較して高くなる場合があります。

●国民健康保険からの移行者に、被扶養者軽減がないのはなぜですか？

答 被扶養者軽減は、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合の被用者保険の被扶養者として保険料を負担していなかった方を対象に、保険料の軽減特例措置として設けられた制度です。なお、国民健康保険・国民健康保険組合では、一人ひとりが被保険者となりますので、被扶養者という考え方はありません。

●自分は後期高齢者医療制度に移ったのに、国民健康保険料の請求が送られてきました。なぜですか？

答 国民健康保険法で「世帯主に世帯員の保険料を納付する義務がある」とされています。世帯主が国民健康保険加入者でなくとも、家族の方が国保加入者の場合、世帯主あてに通知書や納付書が送られます。国民健康保険料の計算は加入者のみで計算しています。詳しくはお住まいの市（区）町村の国民健康保険の窓口にお問い合わせ下さい。

●保険料は個人単位で算定するのに、保険料の軽減は世帯主の収入も含めて世帯単位で判定するのはなぜですか？

答 所得の少ない方に対する世帯単位の所得による軽減判定は、介護保険や国民健康保険制度において規定されています。長寿医療制度における保険料の被保険者均等割額の軽減判定は、法令で「被保険者及びその世帯の世帯主」の所得が一定額以下の場合に適用するものと規定されており、これに基づき条例においても規定しております。

●75歳になりましたが、保険料が年金天引きになるのはいつからでしょうか？

答 原則は4月の年金受給時から年金天引きにより仮徴収させていただきますが、年度の途中に75歳の誕生日を迎れば、年度の途中に転入された場合など、年金天引きが始まるまでに、時間がかかることがあります。
年度の途中で被保険者となったときは、被保険者となった日により、保険料のお支払い開始時期が異なりますのでお住まいの市（区）町村にお問い合わせください。

●保険料が介護保険料と併せて、年金収入の2分の1を超えないのに、年金天引きにならないのはなぜですか？

答 年金からの天引き（特別徴収）の対象となる年金を2種類以上受給している場合、優先順位の一番高い年金のみが対象となります。優先順位一位の年金が要件を満たさないときは特別徴収されません。
また、特別徴収の対象にならない種類の年金もありますので、詳しくはお住まいの市（区）町村へお問い合わせ下さい。

※ 参考：特別徴収の対象となる年金の順位

1位：老齢基礎年金 2位：老齢・退職年金 3位：障害年金及び遺族年金

●保険料の支払い方法について教えて下さい。

答 加入者が住む市町村ごとに定める納期に従ってお支払いたしたことになります。
お支払い方法は、原則は年金からの天引き（特別徴収）ですが、そのほかに納付書、口座からの引き落とし（普通徴収）があります。年金からの天引き（特別徴収）の方は、口座引き落としに変更することもできます。

※ 口座引き落としを希望される場合は、お住まいの市（区）町村へお問い合わせ下さい。

●障害のある被保険者本人には、保険料の割引制度はあるのでしょうか？

答 保険料の割引制度はありません。障害の有無に関わらず、被保険者の方の所得に応じて同じようにご負担いただきます。

給付について

- 給付の申請をしましたが、振込みはいつごろになりますか？

答 給付の内容により異なります。振込日は、医療給付支給決定通知書（ハガキ）にてお知らせいたします。

※ 参考：高額療養費の場合

振込先の登録がある方は、診療月の3ヵ月後くらいに振込みされます。

初めて高額療養費に該当された方は、お住まいの市（区）町村に申請された後、2～3ヵ月後に振込みされます。

- 「高額療養費が口座に振り込めなかった」という内容のお知らせが届いたのですが、どのようになるですか？

答 口座の解約や口座番号の誤記入などにより振込みができなかった場合には、再度、新たな振込口座を申請していただく必要があります。

再度の振込みには、さらに2ヶ月以上かかってしまいますので、口座の内容は正確に記載するようお願いします。

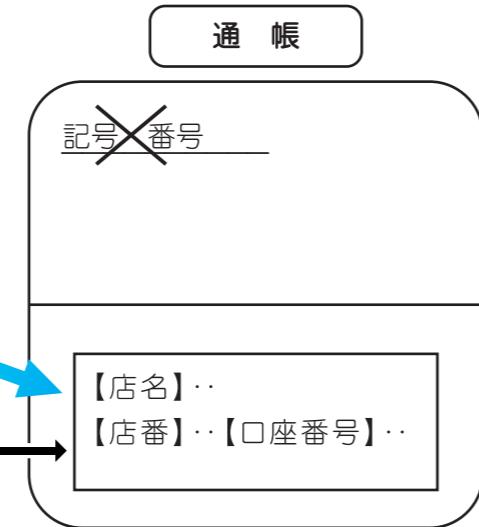
- 給付費の振込先として、ゆうちょ銀行は指定できますか？

答 できます。

通帳をめくり、「銀行使用欄」に印字されている振込専用の店名・口座番号（7ヶタ）をご記入下さい。（記号・番号には振り込めません。）

振込専用の店名・口座番号が印字されていない場合には、ゆうちょ銀行・郵便局で印字の手続きをして下さい。

◎銀行使用欄



健康診査について

- 健康診査の申し込みはどうすればよいのですか？

答 お住まいの市（区）町村で実施しています。実施時期や費用などについては、お住まいの市（区）町村の健康診査を担当している部署にお問い合わせ下さい。



後発医薬品（ジェネリック医薬品）ってご存知ですか？

● ジェネリック医薬品って何？

先発医薬品（新薬）として最初に発売された薬は特許に守られ、開発したメーカーが独占的にその薬を製造販売することができます。

その特許期間が切れるとき、他のメーカーも同じ成分、同じ効果の薬を製造できるようになります。これが後発医薬品（ジェネリック医薬品）と呼ばれる薬です。



● 安価で経済的です

ジェネリック医薬品は開発や研究にかかる時間も金額も少ないため、安い値段で提供できます。

みんなの負担も減って、医療費の削減が期待できます。

● 海外では幅広く使用されています

欧米では使用されている医薬品の40～50%をジェネリック医薬品が占めています。

ジェネリック医薬品を希望される方は

医師の処方が必要ですので、まずはかかりつけのお医者さんが調剤薬局にご相談ください。



《お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口》

担当課(問い合わせ先)		所在地	電話番号	FAX番号
横浜市役所	医療援助課	231-0017 横浜市中区港町1-1	045-671-2409	045-664-0403
鶴見区役所	保険年金課	230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1810	045-510-1898
神奈川区役所	保険年金課	221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8	045-411-7126	045-322-1979
西区役所	保険年金課	220-0051 横浜市西区中央1-5-10	045-320-8427	045-322-2183
中区役所	保険年金課	231-0021 横浜市中区日本大通35	045-224-8317	045-224-8309
南区役所	保険年金課	232-0018 横浜市南区花之木町3-48-1	045-743-8238	045-711-5180
港南区役所	保険年金課	233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1	045-847-8423	045-845-8413
保土ヶ谷区役所	保険年金課	240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6338	045-334-6334
旭区役所	保険年金課	241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6138	045-954-5784
磯子区役所	保険年金課	235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1	045-750-2428	045-750-2545
金沢区役所	保険年金課	236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1	045-788-7837	045-788-0328
港北区役所	保険年金課	222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1	045-540-2350	045-540-2355
緑区役所	保険年金課	226-0013 横浜市緑区寺山町118	045-930-2344	045-930-2347
青葉区役所	保険年金課	225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4	045-978-2337	045-978-2417
都筑区役所	保険年金課	224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2336	045-948-2339
戸塚区役所	保険年金課	244-0003 横浜市戸塚区戸塚町157-3	045-866-8449	045-871-5809
栄区役所	保険年金課	247-0005 横浜市栄区桂町303-19	045-894-8426	045-895-0115
泉区役所	保険年金課	245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2	045-800-2425	045-800-2512
瀬谷区役所	保険年金課	246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5727	045-362-2420
川崎市役所	長寿医療課	210-8577 川崎市川崎区宮本町1	044-200-2655	044-200-3930
川崎区役所	保険年金課	210-8570 川崎市川崎区東田町8	044-201-3151(資格給付) 3153(保険料)	044-201-3290
大師地区 健康福祉ステーション	保険年金係	210-0812 川崎市川崎区東門前2-1-1	044-271-0159	044-271-0128
田島地区 健康福祉ステーション	保険年金係	210-0852 川崎市川崎区鋼管通2-3-7	044-322-1987	044-322-1991
幸区役所	保険年金課	212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1	044-556-6620(資格給付) 6697(保険料)	044-555-3130
中原区役所	保険年金課	211-8570 川崎市中原区小杉町3-245	044-744-3201(資格給付) 3203(保険料)	044-744-3340
高津区役所	保険年金課	213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1	044-861-3173(保険料) 3174(資格給付)	044-861-3169
宮前区役所	保険年金課	216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5	044-856-3156(資格給付) 3151(保険料)	044-856-3196
多摩区役所	保険年金課	214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1	044-935-3163(保険料) 3164(資格給付)	044-935-3392
麻生区役所	保険年金課	215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1	044-965-5189(資格給付) 5152(保険料)	044-965-5200

担当課(問い合わせ先)	所在地	電話番号	FAX番号
横須賀市役所 健康保険課	238-8550 横須賀市小川町11	046-822-8272	046-822-4718
平塚市役所 保険年金課	254-8686 平塚市浅間町9-1	0463-23-1111 ※	0463-21-9742
鎌倉市役所 保険年金課	248-8686 鎌倉市御成町18-10	0467-61-3961	0467-23-5101
藤沢市役所 保険年金課	251-8601 藤沢市朝日町1-1	0466-25-1111 ※	0466-50-8413
小田原市役所 保険課	250-8555 小田原市荻窪300	0465-33-1843	0465-33-1829
茅ヶ崎市役所 保険年金課	253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111 ※	0467-82-1197
逗子市役所 国保健康課	249-8686 逗子市逗子5-2-16	046-873-1111 ※	046-873-4520
相模原市役所 地域医療課	229-8611 相模原市中央2-11-15	042-769-8231	042-751-5444
三浦市役所 保険年金課	238-0298 三浦市城山町1-1	046-882-1111 ※	046-882-2836
秦野市役所 国保年金課	257-8501 秦野市桜町1-3-2	0463-82-5491	0463-82-5198
厚木市役所 医療政策課	243-8511 厚木市中町3-17-17	046-225-2223	046-224-4599
大和市役所 保険年金課	242-8601 大和市下鶴間1-1-1	046-260-5122	046-260-5158
伊勢原市役所 保険年金課	259-1188 伊勢原市田中348	0463-94-4711 ※	0463-95-7612
海老名市役所 保険年金課	243-0492 海老名市勝瀬175-1	046-235-4595	046-236-5574
座間市役所 保健医療課	228-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1	046-252-7213	046-252-7043
南足柄市役所 保険年金課	250-0192 南足柄市関本440	0465-74-2111 ※	0465-74-0545
綾瀬市役所 保険年金課	252-1192 綾瀬市早川1550	0467-77-1111 ※	0467-70-5701
葉山町役場 健康増進課	240-0192 三浦郡葉山町堀内2135	046-876-1111 ※	046-876-1717
寒川町役場 保険年金課	253-0196 高座郡寒川町宮山165	0467-74-1111 ※	0467-74-5613
大磯町役場 保険福祉課	255-8555 中郡大磯町東小磯183	0463-61-4100 ※	0463-61-1991
二宮町役場 保険予防課	259-0196 中郡二宮町二宮961	0463-71-3311 ※	0463-73-0903
中井町役場 町民課	259-0197 足柄上郡中井町比奈窪56	0465-81-1114	0465-81-3327
大井町役場 町民課	258-8501 足柄上郡大井町金子1995	0465-85-5007	0465-82-3295
松田町役場 町民健康課	258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037	0465-83-1225	0465-82-1616
山北町役場 福祉課	258-0195 足柄上郡山北町山北1301-4	0465-75-3644	0465-79-2171
開成町役場 総合窓口課	258-8502 足柄上郡開成町延沢773	0465-84-0315	0465-82-5234
箱根町役場 保険年金課	250-0398 足柄下郡箱根町湯本256	0460-85-9564	0460-85-8124
真鶴町役場 町民課	259-0202 足柄下郡真鶴町岩244-1	0465-68-1131 ※	0465-68-5119
湯河原町役場 住民課	259-0392 足柄下郡湯河原町中央2-2-1	0465-63-2111 ※	0465-63-2384
愛川町役場 国保医療課	243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1	046-285-6931	046-285-6010
清川村役場 税務住民課	243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216	046-288-3849	046-288-1909
神奈川県後期高齢者医療広域連合	コールセンター	0570-001120	045-441-1500

※印のある電話番号は代表番号です。

平成21年9月

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル9階

☎: 045-440-6700 Fax: 045-441-1500

E-Mail: kouikirengou@union.kanagawa.lg.jp

HP: http://www.union.kanagawa.lg.jp/